

仕様書

(ツーリズムEXPOジャパン2026 「Discover Osaka Japan」ブース)

1 事業名

「ツーリズムEXPOジャパン2026」における「Discover Osaka Japan」ブース（以下、「大阪ブース」という。）出展の企画・運営

2 事業概要

世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2026」において、大阪ブースを出展し、大阪の観光プロモーションを行う。

- (1) 日程…令和8（2026）年9月24日（木）から27日（日）までの4日間
＜業界日…24日（木）・25日（金）、一般日…26日（土）・27日（日）＞
- (2) 会場… 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）
- (3) 出展規模…9スペース（81㎡）
- (4) 共同出展者…①公益財団法人大阪観光局（以下、「大阪観光局」という。）と
②大阪府内5団体
〔大阪城パークマネジメント株式会社、関西エアポート株式会社、岸和田（岸和田市、一般社団法人岸和田市観光振興協会）、公益社団法人堺観光コンベンション協会、水都大阪コンソーシアム（順不同）〕の①と②の共同出展
- (5) 主催…公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、日本政府観光局（JNTO）

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026）年11月30日（月）まで

※なお、事後の効果測定を実施する場合は、協議を行ったうえで期間を変更する場合があります。

4 実施主体

「ツーリズムEXPOジャパン2026 大阪ブース共同出展事業体」（以下、「事業体」という。）（事務局である大阪観光局が、本業務の委託者となる。）

5 出展ブースの規格等

- (1) 出展規模…9スペース分（81㎡）四角形のスペースとなる予定
（会場レイアウトの都合により変更となる場合がある。）

なお、ブースの詳細な規格等については、ツーリズムEXPOジャパン推進室が発行する出展要項等で指示される事項に従うこと。

- (2) ブース出展の申込金は別途、各出展団体が主催者へ支払うため、契約金額には含まない。

6 委託内容

(1) 出展ブースの企画・制作・運営

① 大阪ブース全体

- ア 大阪府内全域での周遊観光へとつながる大阪での旅のイメージを訴求し、大阪ブース来訪者が大阪を訪れる様子を具体的にイメージできる企画を提案し、制作・運営すること。
- イ 開催地（東京都）及び来場者層（首都圏からの来場者）の特性を踏まえ、主なターゲットの関心や嗜好を分析したうえで、共同出展団体の魅力をはじめ、大阪の魅力(歴史・文化、食、エンターテインメント、水都・舟運、文化芸術等)を効果的にアピールすること。
- ウ 大阪ブースの会場内での視認性を高めるとともに、集客効果の高い集客スポットを設置し、映像や音楽等を活用して来場者の五感に訴え、思わず立ち寄りたくなる造作や空間設計とすること。
- エ 個人のみならず家族・友人等とも大阪ブースに来訪し、楽しみながら大阪への興味・関心を高め、最終的に大阪への訪問動機につながる、一貫したストーリー性のある企画とすること。
- オ 参加型・体験型の観光プロモーションやイベント等、集客力の高いプログラムを提案すること。また、体験、参加、撮影等を通じて、大阪ブース来訪者が、大阪の魅力を体感できる仕掛けを提案すること。
- カ 誘導サイン、案内表示等は必要に応じて英訳を行うこと。
- キ 運営に必要な物品やスタッフの手荷物を保管する為のストックルームをブース内に設けること。なお、事業体にてレンタルルーム1部屋（9㎡）を別途申し込み済みである（レンタルルームの料金は契約金額に含まない。）。
- ク 出展要領等に従い、イベント当日までの準備（各種申請手続等）及びブースの設営と撤去を行うこと。
- ケ ブース制作にあたり、画像等のデータ手配や制作物の意匠確認など各出展団体との調整が必要な場合は、直接各出展団体と調整を行うこと。

② 各出展団体（大阪観光局と5団体）の個別ブース

全6団体、各1区画（大阪観光局のみ業界日は2区画）の個別ブースを設置する。

- ア 個別ブースには、机1、椅子4（来場者用2、スタッフ用2）を配置し、個別ブースでの商談を可能とする。
- イ ポスターを掲示可能なパネルやパンフレット類を配架するラック等を設置し、大阪ブースへの関心を引き寄せ、大阪ブースへの立入りを促すこと。
また、ポスター、のぼり等の各共同出展者が用意する設営物については、設置方法や配置場所に工夫し、大阪ブースとしての全体的な統一感を確保すること。
- ウ 各個別ブースを回遊し、ブース全体と合わせて大阪の魅力を体感できる配置・形状等を提案すること。
- エ 各個別ブースの制作については、各出展団体と調整して行う。なお、各出展団体の個別の要望等により発生する費用は、本業務の契約金額には含まず、各出展団体に対し個別に費用を見積もり対応すること。

③ 集客スポット

- ア 来場者の目を引き、大阪ブースに来る動機付けとなるもの、また大阪ブース内を回遊する入口として効果的な集客スポットを設置し、このスポットを活用した集客企画を提案すること。
- イ 来場者が撮影してSNSで拡散したり、各出展団体のデジタルコンテンツを取得したりする等、来場者のオンライン上の行動への誘導と検証を可能とする仕掛けを提案すること。

④ カウンター

- ア 各出展団体が物販や試飲試食などに使用できる共用のカウンターを設置する。
- イ 各出展団体のカウンター使用スケジュールを調整すること。

⑤ PRエリア

- ア 共同出展団体等が、観光プロモーションやイベントを実施する共用スペース（以下、「PRエリア」という。）をブース内に1か所設ける。PRエリアでは観光プロモーションやイベント実施時の来訪者が集中した場合においても、内容等がブース外縁部や後方から視認可能となるよう、大型モニターの設置や掲示位置等を考慮した設計とすること。
- イ PRエリアには、司会進行役を配置（一般日は必須とする）し、映像を流せるモニター類やマイクを設置する。なお、ステージの設置は必須としないが、来場者

にとって見えやすく、聞こえやすい環境となるよう配慮すること。

- ウ 各出展団体が観光プロモーションやイベント等を実施する以外に、大阪の魅力を効果的にアピールできるもので各個別ブース、集客スポット、カウンターとの連携、誘導にも配慮した提案とし、それが効果的である理由を明示すること。
- エ 各出展団体等のPRエリア使用スケジュールを調整すること。

⑥ 商談等スペース

- ア 各出展団体が、来場者の人数等により個別ブース以外で商談したり、ワークショップ等を実施したりできるスペースを大阪ブース内に設ける。
- イ 各出展団体の商談等スペース使用スケジュールを調整すること。
- ウ 業界日、一般日でのレイアウト変更は必須としないが、ブースの企画・運営の都合により変更する場合はその費用を契約金額に含むこと。

⑦ その他

- ア ブースの造作、仕掛け、企画については、全体で一体感のあるものにすること。
また、過去の業務実績において効果的であったものがあれば、提案に盛り込むことが望ましい。
- イ 事業体の担当者並びに主催者等関係各所との連絡調整を主体的に行うこと。
- ウ 本事業の実施にかかる運営体制を企画書に明示すること。特に上記イに示す連絡調整にかかる責任者を明記すること。
- エ 企画内容を実現するため、必要事項を整理し進捗管理を行うためのスケジュールを企画書に明示すること。

(2) 効果測定

- ① 出展の効果を把握するため、大阪ブースへの来訪者データ等を活用した具体的な効果測定方法を提案し、実施すること。
- ② 取得した測定データについては、出展結果として効果と課題等を整理し報告書に掲載すること。
- ③ 測定データは次年度以降の企画検討に活用できるよう、各出展団体が利用できる形態で提供すること。
- ④ 必須ではないが、大阪ブース来訪者について本事業の事後効果を測定することもツーリズムEXPOジャパン出展後の効果測定としての提案もあれば望ましい。

(3) 運営・備品等

- ① 運営関連一式
- ② ブース造作一式
- ③ 準備・搬入
- ④ 映像・音響機器一式
- ⑤ 備品搬出・運送

(4) 大阪ブースの運営

- ① 開催期間中の大阪ブースの管理・運営を行うこと。管理運営にあたっては、出展者・来場者双方の安全を確保出来る計画を策定することや必要な会場スタッフ数を手配し、運営計画について事前に周知・教育を行うこと。また、来場者に大阪の観光PRが十分に行えるように、会場スタッフへの事前教育を行うこと。
- ② 主催者及び他の出展者等と連携を図りながら運営すること。
- ③ 英語など外国語対応が可能な会場スタッフがいることが望ましい。
- ④ ブース出展に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。
なお、本委託の運営・管理等に対して適用可能な他のイベント保険に既に参加している場合はこの限りではない。
- ⑤ ごみの管理については出展要領等に従い会場内のルールを守り処理を行うこと。
(ごみ袋の手配から開催中の分別や終了後の廃棄などの処理を含む。)

(5) 大阪ブースのPR

出展に係る広報活動等、開催前及び開催期間中において大阪ブースのPRを行い、大阪ブースへの来場を促すこと。

(6) 記録及び報告書の作成

会期中、適宜写真撮影等を行い、後日効果測定結果を含む報告書をまとめること。
報告書は書面（事務局が指定する部数）及び電子データで提出すること。

7 権利の帰属

- (1) 本業務においては、著作権、商標権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。
万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (2) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

- (3) 本業務により得られる成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、事業体に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も事業体に譲渡するものとする。
- (4) 調査等に当たっては、調査目的以外に調査票の複製及び提供を行わないこと。
- (5) 受託者は、成果物に対する著作権を有する場合において、事業体及び事業体から許諾を受けた第三者に対してこれを行わないことに同意するものとする。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により事業体の承諾を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、再委託先においても受託者と同様に遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関し一切の責任を負う。

9 関係法令の遵守、秘密の保持

- (1) 本業務の実施に当たっては、条例、規則及び関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 事業体及び各出展団体から提供する資料、データは本業務の目的のみに使用するとともに、十分注意して取り扱うこと。
- (3) 本契約の履行により知り得た内容を、一切、第三者に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。なお、契約終了後においても秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、事業体及び各出展団体の保有する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 支払方法

契約代金の支払いは、本業務完了後に受託者の請求に基づき大阪観光局が行う。

1 2 その他

- (1) 受託者は、本事業の開始に当たって、企画書、実施・運営体制及びスケジュールを事業体に提示し承認を得ること。
- (2) 受託者は、業務の詳細について、事業体の担当者及び関係者と十分な打合せと調整を行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、本業務にあたり、調査対象者等との良好な協力関係の維持に配慮すること。事故等のトラブルに係る責任は受託者にあることとし、事業体に速やかに報告すること。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、事業体と協議のうえ、実施すること。
- (5) この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、すべて契約金額に含むものとする。
- (6) 出展団体が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。